

健康のための取り組み



生活習慣病予防の取り組み

施策	<ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導（健康保険組合）の個別実施勧奨 ・重症化予防プログラム（健保組合事業）への参加奨励 ・健康イベント参加促進
運動	<ul style="list-style-type: none"> ・社内スポーツ活動部費補助（5万円/月） ・スポーツクラブ費用補助 ・社内モニターでラジオ体操動画を放映 ・階段利用の促進
リテラシー	<ul style="list-style-type: none"> ・新入社員研修および管理職研修にて健康増進についての研修プログラム実施 ・専門家による健康セミナー ・社内向けポータルや社内SNSで、健康診断全体結果と分析を開示、健康情報を発信 ・全役員・社員必修eラーニング（健康経営全般、健康診断・がん検診、2次検査） ・通信教育受講料の会社負担（メンタルヘルスマネジメント検定、認知症介助士資格、ストレス対応力など）
禁煙	<ul style="list-style-type: none"> ・禁煙外来費用補助 ・禁煙オンラインサポート費用 ・禁煙啓蒙情報発信（社内向けポータル、セミナー等）
社内設備	<ul style="list-style-type: none"> ・血圧計、体組成計などの健康器具、書籍の設置 ・青汁、ミネラルウォーター等健康飲料の無料提供 ・コーヒーマシーンの砂糖提供廃止、カロリー・糖質表示



ワークライフバランスの推進

休暇制度

有給休暇	<p>全社員一律 20 日</p> <p>※前年度繰越分も別途最大20日間 ※疾病により長期欠勤となった場合には過去2年間に切り捨てられた有給休暇を充当可能</p>
特別休暇	<p>転勤時、結婚時、親族の死亡時（弔事休暇）、産前産後、配偶者の分娩時、天災地変その他やむを得ない事由、生理休暇、公傷病休暇、未就学の子どもの通院・予防接種・健康診断受診、要介護状態の家族の世話、裁判員休暇</p>
リフレッシュ休暇	<p>勤務年数に応じた日数</p>

法定を超える妊娠・出産・育児の休暇・支援制度

妊娠特別休暇	10 日間
配偶者出産休暇	5 日間
出産一時金	<ul style="list-style-type: none"> ・第1子：30 万円 ・第2子以降1人につき50 万円
時短勤務	子どもが 小学5年生 に達するまで
時差出勤	育児期間中の時差出勤を育児休業規定内に明記
育児支援	ベビーシッター利用補助券の配布

その他の制度

働き方	<ul style="list-style-type: none"> ・時間単位有休、フレックスタイム、時差出勤、時短勤務等の制度導入 ・モバイルワークや出勤しやすいシェアオフィスの活用 ・年間有給休暇取得目標を80%以上とし、部署毎の有休取得ランキングを社内公表 ・夏季休暇の連続取得（5日間）の奨励
福利厚生	<ul style="list-style-type: none"> ・保養所、健保提携保養所 ・JTBえらべる倶楽部（宿泊費用特別補助、テーマパーク・映画チケット・スポーツクラブ特別補助、生活サポート等） ・永年勤続表彰制度（特休と旅行券の支給）
ボランティア	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア活動支援制度（家族にも適用可）